

議第 141 号 多治見市是正請求手続条例を制定するについて

1 制定趣旨

多治見市市政基本条例第 30 条に基づく個別制度を創設するもので、市の行為等に対して是正を求める意見について、審理員による審理、是正請求審査会への諮問等を経て対応を決定していくもの。

2 制定内容

(1) 総則

① 目的（第 1 条関係）

市の行為等に関して是正を求める請求について、公正かつ中立的な手続で解決する制度を定めることにより、市民の権利利益の保護を図るとともに、市政の適正な運営に資することを目的とすることとする。

② 是正請求（第 3 条関係）

ア 何人も、市の機関の行為等（処分、行政指導その他の意思決定及び活動又はこれらの不作為をいう。）が適正でないと考えるときは、その行為等の是正を請求できることとする。

イ 是正請求は、次に掲げる者（「審査庁」という。）に対して行うこととする。

（ア）議会に關すること 議長

（イ）市長その他の行政に關すること 市長

ウ 是正請求は、行為等を知り得た日から 3 月、行為等の日から 1 年（「是正請求期間」という。）を経過したときは、行うことができないこととする。

③ 他の制度との関係（第 4 条関係）

ア 行政不服審査法に基づく不服申立て（「不服申立て」という。）については、この条例を適用して事務を処理することとする。

イ 住民監査請求等により措置を請求できる場合は、それらの方法で措置を請求することとする。

④ 適用除外（第 5 条関係）

ア 次に掲げる行為等については、是正請求ができないこととする。

（ア）議会の議決等及び議事整理等

（イ）当事者間の法律關係に關する行為等で、訴えにおいて一方が被告となるもの

（ウ）地方税の犯則に關すること。

（エ）教育、訓練等に關すること。

（オ）試験又は検定の結果に關すること。

（カ）当事者間での利害の調整を目的として行われること。

(キ) 防疫、保安等に係る問題が発生した際、公益の確保のために行われること。

(ク) 市政監察員（多治見市職員による公益通報に関する条例における通報先）の行為等

(ケ) この条例及び住民監査請求等に基づくこと。

イ 国又は自治体は、是正請求ができないこととする。

⑤ 執行停止（第 6 条関係）

ア 行為庁（是正請求の対象となった行為等をした市の機関をいう。）及び審査庁（是正請求が不服申立てである場合に限る。）は、是正請求人の申立て又は職権で、執行停止（行為等の執行を停止すること等をいう。）をすることができることとする。

イ 是正請求人から申立てがあったとき、又は審理員（審理手続を行う職員をいう。）から執行停止をするべき旨の意見書が提出されたときは、行為庁又は審査庁は、執行停止をするか否かを決定しなければならないこととする。

ウ 執行停止の後に、公益に重大な影響を及ぼすこととなったとき等は、執行停止を取り消すことができることとする。

エ 職権で執行停止をするとき若しくは是正請求人の申立て若しくは審理員からの意見書について対応を決めたとき又は執行停止を取り消したときは、是正請求人及び審理員に通知しなければならないこととする。

⑥ 標準審理期間（第 7 条関係）

審査庁となる市の機関は、是正請求に対する決定をするまでの標準的な期間を定めるよう努め、これを公にしておくこととする。この期間は、原則として 3 月を上限とすることとする。また、この期間が定められていない場合は、審査庁は 3 月以内に決定するよう努めることとする。

(2) 是正請求

① 是正請求手続

ア 是正請求書の提出（第 8 条関係）

是正請求は、氏名、請求の趣旨等を記載した是正請求書を提出してすることとする。また、是正請求期間を過ぎて請求するときは、その理由を記載しなければならないこととする。

イ 代表者（第 9 条関係）

多数人が共同して是正請求をしようとする場合においては、代表者を定めることとする。

ウ 参加人（第 10 条関係）

利害関係人は、審理員の許可を得て、是正請求に参加することができることとする。

② 審理手続等

ア 審理手続

（ア）審理員の指名（第 11 条関係）

審査庁は、是正請求を受け付けたときは、審理員を指名し、是正請求人及び行為庁にその旨を通知しなければならないこととする。

（イ）審理手続の計画的進行（第 12 条関係）

審理員は、審理関係人（是正請求人、参加人及び行為庁をいう。）を招集して、日程の調整を行うことができることとする。

（ウ）手続の併合又は分離（第 13 条関係）

審理員は、必要に応じて、複数の請求をまとめたり、分離したりすることができることとする。

（エ）弁明書の提出（第 14 条関係）

審理員は、行為庁に対して、弁明書の提出を求めることとする。

（オ）反論書等の提出（第 15 条関係）

是正請求人は弁明書に対する反論書を、参加人は意見書を提出することができることとする。

（カ）口頭意見陳述（第 16 条関係）

審理員は、是正請求人又は参加人から申立てがあった場合には、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこととする。また、口頭意見陳述において、申立人は、行為庁に質問をすることができることとする。

（キ）証拠書類等の提出（第 17 条関係）

是正請求人又は参加人は証拠書類等を、行為庁は書類その他の物件を提出することができることとする。

（ク）物件の提出要求等（第 18 条関係）

審理員は、是正請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、次に掲げることができることとする。

a 書類その他の物件の所持人に対し提出を求めること。

b 適当と認める者に参考人として事実の陳述を求め、又は鑑定を求めること。

c 必要な場所につき、検証をすること。

d 審理関係人に質問すること。

(ケ) 是正請求人等による物件の閲覧（第 19 条関係）

是正請求人又は参加人は、審理員に対して、書類その他の物件の閲覧を求めることができることとする。

(コ) 審理手続の終結（第 20 条関係）

a 審理員は、必要な審理を終えたときは、審理手続を終結することとする。

b 審理員は、弁明書等が定めた期間内に提出されなかった場合又は口頭意見陳述に申立人が出頭しない場合には、審理手続を終結することができることとする。

c 審理員は、審理手続を終結したときは、その旨及び審理員意見書（審査庁がすべき決定に関する意見書をいう。）等の提出予定時期を審理関係人に通知することとする。

d 審理員は、審理手続を終結したときは、審理員意見書を作成し、これを他の記録とともに、審査庁に提出しなければならないこととする。

イ 審理員

(ア) 審理員（第 21 条関係）

a 審査庁は、審理員の指名に当たっては、是正請求の対象となった行為等に関係のある者等を指名しないこととする。

b 市長は、審理員となるべき職員（「審理員候補者」という。）の名簿を指名順位を付して作成し、これを公にしておかなければならないこととする。

(イ) 審理員の職務（第 22 条関係）

a 審理員は、その所属職員に事務の補助を、他の審理員候補者に審理の補助を求めることができ、補助を求められた者は協力しなければならないこととする。

b 審理員は、行為庁又は審査庁に対し、執行停止をするべき旨の意見書を提出することができることとする。

(ウ) 審理員等の保護（第 23 条関係）

審理員等（審理員及び審理員候補者並びに審理員の補助者をいう。）は、審理員等であること又はその職務等を理由として、いかなる不利益取扱も受けないこととし、多治見市職員による公益通報に関する条例の例による保護を受けることとする。

③ 是正請求審査会への諮問（第 24 条関係）

ア 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の場合を除き、是正請求審査会に諮問しなければならないこととする。

- (ア) 議会の議決又は他の第三者機関への諮問を経て行為等が行われた場合
- (イ) 議会の議決又は他の第三者機関への諮問を経て決定しようとする場合
- (ウ) 是正請求審査会によって、事案の性質を考慮して、諮問を要しないとされている場合
- (エ) 是正請求が不適法であり、却下する場合
- (オ) 是正請求のすべてを認めようとする場合（反対意見があるときを除く。）

イ 是正請求審査会への諮問は、審理員意見書その他の記録を添えてしなければならないこととする。

ウ 審査庁は、諮問をしたときは、審理関係人にその旨を通知し、審理員意見書を送付しなければならないこととする。

④ 決定

ア 決定（第 25 条関係）

審査庁は、是正請求審査会から答申を受けたときは、その答申を尊重して、是正請求に対する決定をしなければならないこととする。

イ 是正請求の認容（第 26 条関係）

(ア) 是正請求に係る行為が適正でない場合は、当該行為の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することとする。この場合において、是正請求がされたことを理由として、是正請求人に不利益に行為を変更してはならないこととする。

(イ) 是正請求に係る不作為が適正でない場合は、その旨を宣言することとする。

(ウ) 是正請求の認容に当たり、審査庁は必要な行為をすることとする。

ウ 是正請求の却下又は棄却（第 27 条関係）

(ア) 是正請求が是正請求期間の経過後にされた場合等、是正請求が不適法なときは、是正請求を却下することとする。

(イ) 是正請求に係る行為等が適正である場合は、是正請求を棄却することとする。

(ウ) 是正請求に係る行為等が適正でない場合で、公の利益と是正請求人の損害の程度等を考慮したうえ、是正することが公の福祉に反するときは、是正請求を棄却することができることとする。この場合においては、その行為等が適正でないことを宣言しなければならないこととする。

エ 決定の方式（第 28 条関係）

決定は、主文、理由等を記載した決定書で行い、審査庁は、決定書を審理関係人に送付しなければならないこととする。

オ 決定の拘束力（第 29 条関係）

是正請求の認容にあたり、一定の行為が必要となるときは、市の機関はその行為をとらなければならないこととする。

カ 証拠書類等の返還（第 30 条関係）

審査庁は、決定をしたときは、提出された証拠書類等、書類その他の物件等につき、その提出人に返還しなければならないこととする。

（3）是正請求審査会

① 設置及び組織

ア 設置（第 31 条関係）

（ア）市には是正請求審査会（（3）において「審査会」という。）を置くこととする。

（イ）審査会は、答申において、是正請求の原因となった制度の改善について建議することができることとする。

（ウ）審査会は、自己の発意により、調査を行い、市政運営の改善に関し建議することができることとする。

イ 組織（第 32 条関係）

（ア）審査会は、委員 7 人以内をもって組織し、識見を有する者及び市民から市長が委嘱することとする。

（イ）委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は残任期間とする。なお、再任を妨げないこととする。

（ウ）委員には守秘義務があり、その職を退いた後も同様とすることとする。

② 調査審議手続

ア 審査会の調査権限（第 33 条関係）

審査会は、審査関係人（是正請求人、参加人及び審査庁をいう。）に対し、主張書面等の提出を求めること、適当と認める者に事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができることとする。

イ 意見の陳述（第 34 条関係）

審査会は、審査関係人から申立てがあった場合には、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこととする。

ウ 主張書面等の提出（第 35 条関係）

審査関係人は、主張書面等を提出することができることとする。

エ 提出資料の閲覧（第 36 条関係）

審査関係人は、審査会に提出された資料の閲覧を求めることができることとする。

オ 答申書の送付等（第 37 条関係）

審査会は、答申をしたときは、答申書の写しを是正請求人及び参加人に送付するとともに、その内容を公表することとする。

（4）雑則

① 運用状況の公表等（第 38 条関係）

市長は、毎年 1 回、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならないこととする。

② 委任（第 39 条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

3 施行期日等

（1）施行期日（附則第 1 条関係）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとする。ただし、次の準備行為の規定は、公布の日から施行することとする。

（2）準備行為（附則第 2 条関係）

是正請求審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができることとする。

（3）経過措置（附則第 3 条関係）

施行日において未決の不服申立てがある場合は、審査庁等が保有する資料等は、審理員に引き継ぐこととする。

（4）多治見市行政手続条例の一部改正（附則第 4 条関係）

多治見市行政手続条例について、不服申立てと同様に、是正請求に対する決定を適用除外とすることとする。

（5）多治見市職員による公益通報に関する条例の一部改正（附則第 5 条関係）

多治見市職員による公益通報に関する条例について、不服申立てと同様に、是正請求に対する決定を適用除外とすることとする。

（6）多治見市情報公開条例の一部改正（附則第 6 条関係）

多治見市情報公開条例における不服申立てを審査している「情報公開審査会」を「是正請求審査会」に統合するため、所要の改正を行うこととする。

（7）多治見市個人情報保護条例の一部改正（附則第 7 条関係）

多治見市個人情報保護条例における不服申立てを審査している「個人

情報保護審査会」を「是正請求審査会」に統合し、個人情報保護に係る苦情の処理を「個人情報保護審議会」から「是正請求審査会」に移管するため、所要の改正を行うこととする。

- (8) 多治見市情報公開条例及び多治見市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置（附則第8条関係）

施行日において「情報公開審査会」又は「個人情報保護審査会」に諮問されている事案については是正請求審査会に引き継ぎ、「個人情報保護審議会」に諮問されている事案についてはなお従前の例によることとする。

- (9) 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第9条関係）

「情報公開審査会」及び「個人情報保護審査会」を削り、「是正請求審査会」を追加することとする。

【多治見市市民参加条例第7条第3項に基づく市民参加状況の報告】

- (1) パブリック・コメント手続

【実施期間】平成21年7月8日から平成21年8月7日まで 及び
平成21年9月1日から平成21年10月1日まで

【寄せられた意見】

- ・ 是正請求の期限（知った日から3月以内）に関して、裁判等において「知り得た日」が争点になることが多くあり、判例等を参考に条文中で明確にしておくことが望ましいのではないか。

【意見への対応】

- ・ 意見の趣旨を受け、第3条第3項において明記

- (2) 事業評価委員会の委員に資料送付

【寄せられた意見】

- ・ 審理員が氏名を明らかにして審理を行うことから、制度の形骸化を防ぐことができると考える。

- (3) 情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員に資料送付

【寄せられた意見】

- ・ 是正請求審査会及び審理員の2段階とする必要はないのではないか。
- ・ 情報公開審査会及び個人情報保護審査会の是正請求審査会への統合並びに個人情報保護審議会の苦情処理業務の是正請求審査会への移管については、特に意見なし。

- (4) 個人情報保護審議会

【寄せられた意見】

- ・審理員が職員であるため、中立性に問題があるのではないか。
- ・情報公開審査会及び個人情報保護審査会の是正請求審査会への統合並びに個人情報保護審議会の苦情処理業務の是正請求審査会への移管については、特に意見なし。